

**友愛会
事業計画について**
概要

昨年、社会福祉法の一部を改正する法律が施行され、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、地域での公益事業の取り組み等が求められ、社会福祉法人は大きな変革期を迎えました。

障害者支援施設においても、平成30年度は障害福祉サービス等報酬改定が実施され、利用者の高齢化、障害の重度化、医療的なケアを要する利用者の増加等に考慮した報酬改定となり、施設の役割はより高度化・専門化が求められるようになってきました。平成30年度は昨年度に引き続き、定款第三条に基づいて地域社会に貢献する取組みを、プロジェクトチームを中心に実施します。また、相談支援事業所「ゆうあい」の情報を活用し、地域のニーズを把握し効果的に地域に貢献できるように努めます。

また、施設サービスについては、利用者の安全・安心を確保するとともに、より質の高い生活を確保することを基本とし、そのための職員の資

質の向上と設備の充実に努めます。また、安定的な収入の確保を図るため利用者定員の維持を目指します。

従来からの事業である、短期入所・日中一時支援・相談支援事業所「ゆうあい」の事業活動の拡大に向けて引き続き取り組みます。

法人の基本理念である「友愛」の精神の下に、利用者の人権尊重を第一に、サービスの質的、量的向上、人材の育成と健全な発展、地域社会との共生、法令の遵守を基本方針とし、利用者はもとより広く地域社会の障害者等が自立して生活ができるよう支援します。

重点活動とこと

指定障害者支援施設茨木療護園の生活介護、施設入所支援、短期入所支援、日中一時支援、相談支援事業所「ゆうあい」の相談支援を一体的なサービスとして、総合的、安定的に利用者へ提供し、利用者が希望する自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、サービスの提供等生活支援の充実に努めます。

また、虐待の防止など利用者の人権を尊重し、利用者本位の支援を行います。

主な障害福祉サービス事業

①指定障害者支援施設茨木療護園における生活介護、施設入所支援

- ・主な日中サービス
- ・食事等の提供について

安全性の確保を基本に、食味の良さも配慮した食事を提供します。また食事の楽しさの充実のため、昼食の選択メニュー制を週1回通年実施する他、季節の行事食やホットプレート料理、冬期には鍋料理、などを提供します。利用者、職員、委託業者で構成する給食委員会を毎月1回開催し、利用者の意見・要望に十分配慮した食事の提供に努めます。

- ・保健・衛生、機能訓練の実施

嘱託医による診察、看護師による日常の処置に努めます。また、緊急の必要がある場合は協力医療機関での受診・入院により、万全の対応を図ります。また、理学療法士による個々の利

用者に応じた機能訓練を実施します。

- ・日中活動の実施

利用者懇談会等を定期的に開催し、利用者のニーズを尊重した日中活動サービスを提供します。

- ・年間行事計画

施設内でのバーベキュー大会、納涼祭、クリスマス会を始め、ショッピングセンターへの買物など利用者の希望する外出活動を積極的に支援します。また、周辺の大学の学園祭、敬老会等へも参加し、地域との交流を図ります。

- ・その他事業として

ボランティア、実習生の受入れ、職員の資質向上のための研修参加、防火訓練の実施、広報活動に努めます。

②短期入所事業 (ショートステイ)

在宅の障害者で、家族等が疾病、レスパイト(休養等)の理由により、一時的に介護できない事情が生じた場合、利用者と直接契約を締結し、短期間、茨木療護園へ入所していただき、利用者及び家族を支援します。

③茨木療護園診療所事業

利用者を対象に日常の健康診断と治療を行い、快適に生活できるよう健康の保持・保全に努めます。

④日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)

在宅の障害者で、家族等が疾病、旅行等の理由により、一時的に介護できない事情が生じた場合、利用者や直接契約を締結し、短時間指定障害者支援施設茨木療護園を利用していただき、利用者及び家族を支援します。

⑤相談支援事業

障害のある方の福祉に関する様々な問題に対し、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等をおこないます。

地域貢献事業

平成29年度に申請、認定された「生活困窮者就労訓練事業」について事業継続に向けて取り組みます。

社会福祉法人が地域社会に貢献する取組みとして、地元住民や茨木市と協議し事業の実現に向けて取り組みます。